

## 改訂版

# 木彫り熊デザイングッズ取扱要項

2024. 3. 1 改定

## 1 取扱要項の目的

本要項は、令和4年度に八雲町がビームスとともに開発した木彫り熊デザイングッズ（以下「グッズ」という）を、八雲町内で販売や購入ができることを促進するために定める。

## 2 グッズを生産工場から仕入れと販売ができる事業者は、以下の通り。

- ・(株)ビームス（令和4年度木彫り熊デザイングッズ企画開発事業委託業務受注者）
- ・(株)木蓮

また、八雲町内事業者に卸売をするのは、木蓮とする。

## 3 木蓮からグッズを仕入れ、販売ができる事業者は次の(1)・(2)を満たすものとする

(1) 事業者の要件として、次の①②のいずれかにあてはまること。

### ①町内事業者

- ・町内に店舗を有する個人・法人（ホテル・旅館を含む）

※店頭販売は原則として八雲町内の店舗のみとするが、町外で行われるイベント等での販売を妨げるものではない。

### ②上記以外で木蓮が認める理由を有する事業者

(2) グッズの仕入れ・販売に関する次の事項を守る。

①グッズの令和6年3月時点の販売価格は、次のとおりである（税込）。

### 令和6年3月改定

焼き印マークTシャツ 5,000円	イラストTシャツ： 5,500円	トートバッグ： 3,500円	ネクタイ：6,500円
熊よけの鈴：4,950円	グラス：1,100円	小物入れ：1,000円	バンダナ：1,980円
エプロン：7,500円	マグカップ：2,200円	湯呑：2,200円	

②今後の販売価格については、仕入れ価格の変動に応じて、木蓮で協議の上決定する。

③グッズの卸価格は、木蓮が決定する。

④販売事業者は②で決定した販売価格を守り、値引きは禁止する。

⑤外販等でグッズを販売する場合のみ、10円単位の販売価格の切り上げ/切り捨てを可能とする。

## 4 町外事業者がグッズを販売する事例

- (1) 町外事業者でグッズを生産工場から仕入れて販売できる者は、ビームスのみとする。
- (2) 町外で行われる物産展等で、町内事業者が出店してグッズを販売することは認める。  
ただし、以下の条件のいずれかを満たすこととする。
  - ①町が関係する事業、町のPRを目的とした事業等。
  - ②木彫り熊のPRなどを目的とするイベント等。
  - ③北海道の観光や物産などのPRを目的としたイベント等。
  - ④上記①～③以外の事例については、木蓮と協議することとする。

## 5 グッズを販売する際の宣伝方法(表記方法)について

グッズのPRや説明として、ビームス ジャパンの名前を出す場合は、以下の文言のみ可能とする。この文言の改変は禁止する。この文言を除いて、ビームスやビームス ジャパンという名称を出すことは禁止する。

このグッズは、八雲町が令和4年度にビームス ジャパンと共同開発した木彫り熊デザイングッズです。

## 6 くもはち君(木彫り熊の焼き印マーク)やイラストの取り扱い等について

- (1) くもはち君のマークを販促等に使う場合は、「くもはち君ロゴマーク使用に関する要綱」に基づいて使用をする。
- (2) 8種類の木彫り熊イラストの転用は禁止する。(例：店の宣伝チラシにイラストを載せる、イラストを使った販促POPを新たに作る等は禁止)。
- (3) ビームスのロゴは、使用することを禁止する。
- (4) 下げ札の説明文は、改変することなく販促POP等に転載することは可能とする。

## 7 その他

- (1) この「木彫り熊デザイングッズ取扱要項」に定められていない事項については、別途木蓮と事業者が協議し決定する。
- (2) 仕入れ・販売に関しては、すべて事業者の責任において行う。